

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第9号 宇治市保育所条例の一部を改正する条例
 (保育支援課) … 2
- 条例第10号 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (保育支援課) … 2
- 条例第11号 宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例 (学校教育課) … 4

告 示

- 告示第39号 市道路線の区域の変更 (建設総務課) … 5
- 告示第40号 市道路線の供用の開始 (建設総務課) … 5

公 告

- 公告第29号 宇治浄水場更新耐震電気設備工事（その2）に係る一般競争入札（令和元年宇治市公告第25号）の一部変更
 (契約課) … 5
- 公告第32号 宇治市職員証の無効 (人事課) … 6

条 例

宇治市保育所条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年9月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第9号

宇治市保育所条例の一部を改正する条例

宇治市保育所条例（昭和28年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（掲示済）

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年9月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第10号

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「、利用者負担」を「、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「、支給認定保護者」を「、教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「、支給認定保護者」を「、教育・保育給付認定保護者」に、「、支給認定の」を「、教育・保育給付認定の」に、「、支給認定子ども」を「、教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に改め、同条第2項本文中「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同項ただし書中「場合には」を「場合は」に、「ではない」を「でない」に改める。

第10条及び第11条中「、支給認定子ども」を「、教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項及び第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57, 700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（それらのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「、支給認定保護者」を「、教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項本文中「並びに支給認定保護者」を「並びに教育・保育給付認定保護者」に、「、支給認定保護者」を「、教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「第28条第1項」を「第27条第1項」に、「特別施設型給付費を含む。以下この項において」を「施設型給付費をいう。以下」に、「、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者」を「、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・

保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第23条本文中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第24条の見出し中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第3項中「及び特例施設型給付費」を削る。

第35条第1項中「この」を「以下この」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項前段中「含む」を「施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含む」に、「本章」を「この章」に改め、同項後段中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定め

る基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項前段中「含む」を「施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「この章」に改め、同項後段中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「同項第1号又は第2号」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」に、「除く。）」を「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「の数を」を「の」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「その利用定員の数を」を削り、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「この項」を「以下この項」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項」を「(第37条第2項)に、「もの」を「ものに限る。）」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項及び第2項を次のように改める。
第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう

。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項及び第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号中「、支給認定保護者」を「、教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項本文中「並びに支給認定保護者」を「並びに教育・保育給付認定保護者」に、「、支給認定保護者」を「、教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条中「、支給認定子ども」を「、満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「、支給認定子ども」を「、満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第3項中「及び特例地域型保育給付費」を削る。

第50条前段中「、特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「、本章（第39条第2項及び）を「この章（」に、「除く」を「除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）」、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、

「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるような」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含む」に、「、本章」を「、この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特別利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）に、「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）」をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改め、附則中第4項の前の見出し、同項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年9月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第11号

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例（昭和27年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（以下「保育料」という。）の額は、1月につき、別表に定める額」を「の額は、0円」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第4条及び第5条を削り、第6条第1項前段中「第36条の35第2号」を「第36条の35第1項第2号」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項前段の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後の保育に係る宇治市立幼稚園の使用料について適用し、同日前の保育に係る宇治市立幼稚園の使用料については、なお従前の例による。

（揭示済）



宇治市告示第39号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年10月18日から14日間

令和元年10月18日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
菟道志津川線	菟道谷下り43番地の7 菟道谷下り42番地の10	前	6.4 ~10.3	15.0	
	菟道谷下り43番地の7 菟道谷下り42番地の10	後	9.9 ~10.3	15.0	
木幡92号線	木幡南山畑28番地の9 木幡南山畑28番地の73	前	3.8 ~4.1	44.0	
	木幡南山畑28番地の9 木幡南山畑28番地の73	後	4.1 ~6.0	44.0	

木幡222号線	木幡南山畑28番地の66 木幡南山畑28番地の3	前	3.9 ~8.3	26.0	終点地番「木幡南山畑28番地の3」を「木幡南山畑28番地の68」に改正。
	木幡南山畑28番地の66 木幡南山畑28番地の68	後	6.0 ~9.0	24.6	
広野町127号線	広野町寺山99番地の96 広野町寺山99番地の79	前	3.7 ~7.3	18.0	
	広野町寺山99番地の96 広野町寺山99番地の79	後	3.9 ~8.0	18.0	

宇治市告示第40号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年10月18日から14日間

令和元年10月18日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
菟道志津川線	菟道谷下り43番地の7 菟道谷下り42番地の10	令和元年10月18日
木幡92号線	木幡南山畑28番地の9 木幡南山畑28番地の73	令和元年10月18日
木幡222号線	木幡南山畑28番地の66 木幡南山畑28番地の68	令和元年10月18日
広野町127号線	広野町寺山99番地の96 広野町寺山99番地の79	令和元年10月18日



宇治市公告第29号

宇治浄水場更新耐震電気設備工事（その2）に係る一般競争入札（令和元年宇治市公告第25号）の一部変更について

宇治浄水場更新耐震電気設備工事（その2）に係る一般競争入札の公告（令和元年宇治市公告第25号）の一部を次のとおり変更しますので公告します。

令和元年10月8日

宇治市長 山本 正

変更する内容

「7 入札期間及び開札の日時」について

変更前	(1) 入札期間 令和元年10月22日 午前9時から午後6時まで 令和元年10月23日 午前9時から午後2時まで
変更後	(1) 入札期間 令和元年10月21日 午前9時から午後6時まで

令和元年10月23日 午前9時から午後2時まで

(揭示済)

宇治市公告第32号

宇治市職員証の無効について

次の宇治市職員証は紛失により無効としたので公告します。

令和元10月18日

宇治市長 山本 正

番号	氏名	発行日	有効期限
3238		平成31年 4月1日	平成36年（2024 年）3月31日